

令和8年度 岡豊小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び南国市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの認識】

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものである。また場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

本校の学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定及び南国市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう指導体制を定め、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう策定するものである。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、

「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた子どもの主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該子どもと何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいたが、当該子どもがそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることの共通認識を図り、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校関係者と地域、家庭が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について校区全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要であり、「いじめを許さない」ということを、伝え続けること

や行動で示すことで、いじめをする人が少数派となるような社会にしていく必要がある。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを確認し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校はＩＣＴの活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守ることが必要である。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるよう、学校は、窓口がどこなのか地域に知らせることも重要である。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる子どもに対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や南国市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（４）学校・家庭・地域の連携について

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

このように、学校、家庭、地域は子どもを中心に据えた連携・協働を進めると共に、子どもを守る、心豊かで安全・安心な社会づくりをなしとげるためには、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく風土をつくっていくことも大切である。

（５）関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県立私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察、児童相談所、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図り、高知県教育委員会（心の教育センター、少年サポートセンター等）、警察署、児童相談所、高知地方法務局など、学校以外の相談窓口についても子どもへ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第4 いじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

南国市学校管理運営規則

(いじめの防止等の対策のための組織)

第8条 校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

2 組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

本校は、法第22条及び南国市学校管理運営規則第8条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「岡豊小学校いじめ防止対策委員会」を置く。

(1) 組織の役割

「岡豊小学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめを未然に防ぐため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階においても、スクールサポーター制度の活用等、日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や子ども間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係子どもに対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめられた子どもに対する支援・いじめた子どもに対する指導の体制・対応方針と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）などが想定される。

「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」を実効的に行うためには、「岡豊小学校いじめ防止対策委員会」は、子ども及び保護者に、この組織が校内に存在していることや、どんな活動をしているのかが分かるようにする取組を実施する必要がある。また、いじめを早く見つけるためには、いじめ防止対策委員会において、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを子どもが認識するようにしていく必要がある。

(2) 組織の構成員

当該組織の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、人権教育主任、個別最適支援担当教員、養護教諭（SSW・SCとの連携）、該当学級担任とし、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて柔軟に決定する。

さらに、可能な限り、法第22条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの他、教育委員会、子ども家庭センター、児童相談所、弁護士、医師、民生児童委員、警察官等の外部専門家を当該組織に加えるなど実効性のある人選を行う。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善を図ることとする。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、教育委員会・児童相談所・警察署・高知地方法務局等の外部専門家の助言を得ることもある。

また、学校で発生した法第28条に規定する「重大事態」に係る調査を学校が主体となって行う場合、この委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって「岡豊小学校重大事態対策委員会」を設置し適切に対応する。

第5 重大事態の発生と対処

(1) 重大事態の発生と調査

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する子どもの状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた等（視力・聴力の低下等も含む）。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要された。
- ・スマートフォンを水に浸けられる等して壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した場合、学校は南国市教育委員会を通じて、南国市長及び高知県教育委員会へ事態発生について直ちに報告する。

(3) 調査の趣旨等

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

(4) 調査を行うための組織について

学校が調査を行う主体となる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに「岡豊小学校いじめ等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた「岡豊小学校重大事態対策委員会」を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた子どもからの聞き取りが可能な場合

いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合には、当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、南国市教育委員会の指導のもと、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、子どもに関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、高知県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について」等を参考にしながら、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめられた子どもの立ち直りを支援する等、適切に運用することが求められる。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの様態が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

(7) 調査結果の提供及び報告

調査結果を南国市教育委員会に報告する。当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する（情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する）。

(8) 調査結果を踏まえた必要な措置

当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

【いじめの防止等の対策のための組織・校内組織及び保護者・地域・関係機関】

【岡豊小学校いじめ防止対策委員会】：いじめ防止対策等の組織的対応の中核

定例会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、個別最適支援担当教員、養護教諭、等

（毎月第3水 職員会内を基本とするが、毎週水曜日は報告データの確認等行う）

緊急会議：個々の対応に当たって関係の深い教員を随時追加。（柔軟な組織とする）

※いじめに関する年間指導計画の検討

※指導方針等の決定

※いじめに関する校内研修等企画検討

※チェックリストの作成

※いじめに関する取組の評価検討

※いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

等

※ いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、直ちに南国市教育委員会に報告する。

【岡豊小学校重大事態対策委員会】

※重大事態の対応

いじめ防止対策委員会を中心として、重大事態が発生し学校がその調査を行う主体となった場合速やかに立ち上げる。

こども相談係、県・市教育委員会、警察、児童相談所、法務局 等外部専門家等を加える。

連携

【校内組織】

- 学校運営委員会
- 職員会
- 研究推進委員会
- 校内支援委員会
- 学年会 等

【保護者・地域・関係機関】

- PTA
- 学校運営協議会
- 南国市教育委員会
- 南国市こども家庭センター
（こども相談係・母子保健係）
- 児童相談所
- 高知県教育委員会
- 高知地方法務局
- 場合により校長が必要と認める者
（主任児童委員、育成センター、南国警察署） 等

第6 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- キャリア教育の視点に立った小中連携による学力向上の取り組みの実践を行う。
- わかる授業づくりを進める、すべての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての子どもが授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、児童指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、児童指導の4機能（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で当たり前に関言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・児童理解>

- すべての児童に集団の一員としての自覚を生む指導や、自信を育む支援を行う。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく活動を仕組む。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、特別活動の時間など、学級単位の指導を、児童のいじめが起きやすい時期や、学校行事を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。
- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、組織的・系統的な支援を行う。
- 「支援引継ぎシート」等を活用し、校種間の引継を効果的に行う。

<児童指導>

- チャイムで学習がスタートできるという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として統一して指導する事項を確認し、徹底させる。
- いじめている子どもや、周りで見ていたり、はやし立てたりしている子どもを容認することがないようにする。
- 子ども自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。
- 全教職員が子ども主体の「心の居場所づくり」と「絆づくり」（発達支持的生徒指導）への転換を意識した取組を行う。

<教職員の資質能力の向上>

- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。
- 年度当初のいじめ防止に係る研修をおこなうとともに、年度途中にも事例研修を行うことにより、教職員の資質向上に努める。

<未然防止・早期発見に向けて>

- すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- 岡豊小いじめ防止対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。
- 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

◎ 危機管理の心構え「さしすせそ」

さ:最悪を想定する

し:慎重に対応する

す:素早く対処する

せ:誠意を持って対処する

そ:組織全体で対処する

岡豊小学校 いじめ防止対策年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	職員会議 ※1 個別指導計画作成、共有 保護者向け啓発 (ホームページに掲載) ※2		
5月	生徒指導研修① ※7 管理職 学校運営協議会で周知		Q-U 検査 ※3 Q-U 検査の分析
6月			学校生活アンケート 個人面談(個人状況把握) ※4
7月		非行防止教室【全学年】 ※5	
8月	徳育部 生徒指導研修② ※9	南国市人権教育研究大会 ※6	
9月		人権参観日 ※8 人権教育講演会 ※7	
10月	県地区別生徒指導担当者会 生徒指導研修③ ※9 生徒指導担当者		Q-U 検査 ※3 Q-U 検査の分析
11月	※11		学校生活アンケート 個人面談(個人状況把握) ※4
12月			
1月			
2月	学校評価・支援引継ぎシート、各種関連調査の作成・提出		
3月		次年度へ向けたクラスづくり	

- ※1 職員会議：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員での研修をもって共通理解を図る。
- ※2 保護者向け啓発：ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。
- ※3 Q-U：年間2回Q-Uを実施し、結果を分析する。要支援群に該当した児童については、個別の指導計画を作成、共有する。
- ※4 学校生活アンケート/個人面談：学校生活アンケートを実施し、アンケート結果から個人面談を行い、状況を把握する。
- ※5 非行防止教室：学校のきまりを守ることの大切さや、ネットトラブル等について警察署の方に授業をしていただき、「いじめ」について考える機会とする。
- ※6 南国市人権教育研究大会：岡豊小学校の実践を職員会でも話し合い、代表で提出する。
- ※7 人権教育講演会：SNS等の情報ネットワークにまつわるトラブル等について、児童を対象に講演を実施し、情報セキュリティについて注意喚起する。
- ※8 人権参観日：児童の人権意識や道徳的心情を育むとともに、保護者に学校の教育方針等を理解してもらい、学校と家庭が連携して人権教育を推進する。
- ※9 生徒指導研修：生徒指導担当からの研修や校内研（事例研）により、いじめ対応についての理解を図る。③は、県生徒指導担当者会を受けての研修とする。
- ※10 学級・学年づくり/人間関係づくり：1年を通して、学級や学年の人間関係づくりについて学級会等で学習させる。
- ※11 いじめ・いじめの疑い報告書の作成：「けんかは除く」とされているため、積極的な記録に努めるとともに、学校いじめ防止対策委員会でも共有・認定を行う。